

WIBの普及に向けた取り組みを開始

東北運輸局海上安全環境部

「依然として陸上の産業と比較すると高い発生率となっているほか、近年、発生率の減少割合が鈍化してきている」と言われて久しい船員災害ですが、この様な状況を打破しようと、船員災害防止基本計画（以下「基本計画」）に新たな対策が取り入れられてきています。当運輸局では、その様な対策のうち、WIB（船内向け自主改善活動）に関する独自の取り組みを始めましたので報告します。

さて、WIBは、第9次基本計画で船内労働安全衛生マネジメントの導入と普及がうたわれたことを契機に、中小規模の事業者用の安全管理手法として開発されました。平成27年度からはWIB指導員養成講習会が始まり、当運輸局では28年2月に仙台で、28年9月には塩釜で当該講習会を開催しました。

管内における船員災害も、全国の場合と同様、減少割合は鈍化傾向にあります。この様な状況の下で災害発生を更に減少させるためには、船員の安全意識を一層高めていくことが不可欠であり、船員自らによる船内点検により危険箇所を認識し、その対策を講ずるWIBは、安全意識の向上に大いに役立つものであると考えています。



【WIB講習会（仙台：H28.2）】

このような中、昨年11月、局幹部にWIBへの取り組みについて説明する機会があり、管内での2回の講習会開催実績を報告したところ、「講習会はやりっ放しではなく、実際に船内でWIBが実施されたかどうかというところで行政を進めるべき。」との指摘がありました。

この指摘への対応について、運航労務監理官（以下「運労官」）とも相談し、春期の旅客船安全総点検（4～5月）等で運労官が訪船した際に、講習会受講事業者のWIB実施状況を確認（未実施の場合は実施を要請）することし、当部としては、講習会と実施状況確認をセットとして繰り返すことで、WIBの着実な普及を図ることとしました。

しかし、WIBを考案・提唱する久宗教授（高崎経済大）の29年度の講習会は、講習会未実施運輸局が優先されるため、当運輸局で開催できない可能性が生じました。このため、運労官とも相談し、講習会開催の有無に影響されないよう、各支局・事務所で毎年7月～

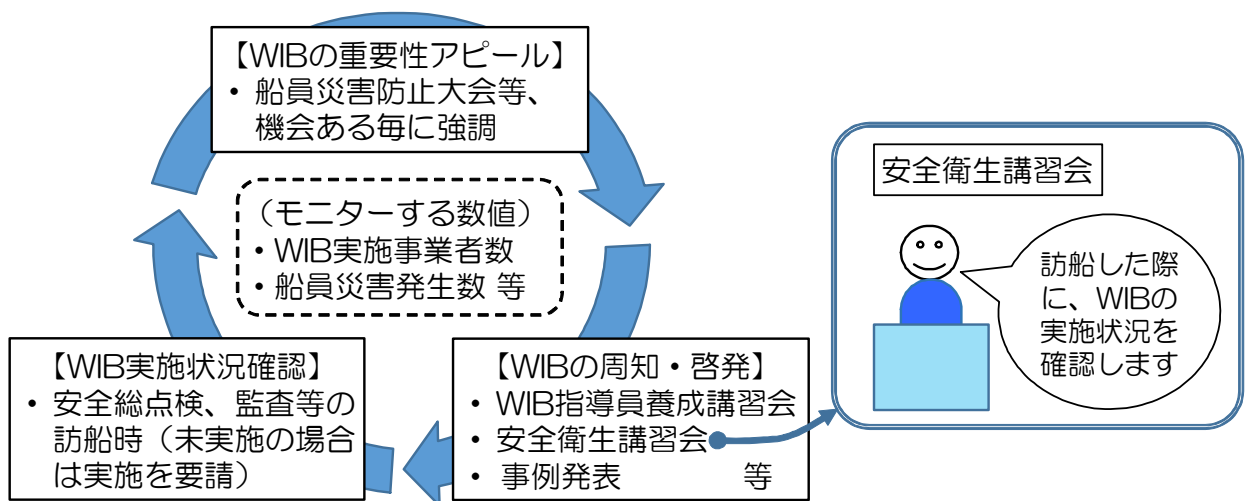
9月にかけて実施している安全衛生講習会も活用して、運労官からWIBの周知・啓発を行うこととしました。

さらに、講習会に参加した事業者が、当事者意識を持ってWIBに取り組むようにするため、安全衛生講習会の際に、運労官から「訪船した際にWIBの実施状況を確認させていただきます。」と説明することとしました。

また、この様な取組の普及に当たっては、事業者が積極的に取り組むためのインセンティブが重要ですが、一旦、船員災害が発生すれば、本人のみならず、家族や会社にとっても重大な影響を及ぼすため、その防止に資するWIBの実施は有益であるということ、船員災害防止活動の原点に立ち返って、機会ある毎に訴えることとしました。

以上の経緯を踏まえ、本年4月、次のとおり、WIB普及のための基本的な仕組みと、船種毎の運航状態を踏まえた事業者への対応とをまとめ、取り組みを開始しました。

【WIB普及のための基本的な仕組み】



【事業者毎の対応内容】

<p>旅客船</p> <p>管内の事業者が、管内で船舶を運航。</p>	<p>(周知・啓発) 安全衛生講習会（7月～9月）、旅客船乗組員研修等においてWIBの周知・啓発</p> <p>(状況確認) 安全総点検（春期、年末年始）において、WIB実施状況を確認</p>
<p>内航貨物船</p> <p>管内の事業者は10者程度と少ない。船舶は全国を運航するため、WIB実施状況の把握は困難。</p>	<p>(周知・啓発) 安全衛生講習会等においてWIBの周知・啓発</p> <p>(状況確認) 監査での把握は困難なため、基本的に行わない。</p>
<p>漁船</p> <p>水産庁がWIBを普及。安全衛生講習会に漁業者は参加。7月～9月以降は漁期に入るため、監査時の実施状況の確認は翌年度。</p>	<p>(周知・啓発) 安全衛生講習会においてWIBの周知・啓発</p> <p>(状況確認) 出漁前の監査において、WIB実施状況を確認</p>

今回開始した取り組みは、基本的に一巡が一年であり、具体的な成果に結びつけるためには長期間続ける必要があります。また、当運輸局は、管内 8 支局・事務所のうち運労官の一人配置は 5 力所に及んでいます。このため、運労官による取り組みを継続的なものとするためには、仕組みはシンプルで、過度な負担とならないものとする必要があります、運労官の通常業務に一手間加えた取り組みとしました。

まだ始めて間もない取り組みですが、これまでのところ、安全統括管理者等研修会等において WIB への取り組みを呼びかけた他、過去 2 回の講習会参加事業者の WIB 実施状況を調査しました。その結果は次のとおりで、42 事業者のうち 14 事業者（33%）が WIB 又は同様の取り組みを行っていました。また、講習会後に 8 事業者が WIB を実施していましたが、これは、それまで特段の取り組みをしていない 36 事業者のうちの 2 割強が新たに取り組んだことであり、講習会は WIB の普及に対して一定の効果があったと言えます。

【講習参加者の WIB 実施状況調査の結果】

事業者の別	受講事業者数	同様の取り組み実施中	WIB実施の有無	
			有	無
旅客船事業者	33	3	6	24
旅客船事業者以外	9	3	2	4
合計	42	6	8	28

（注）WIB 実施が無の事業者には、実施を要請した。

船員の減少から、多くの地域において、船員災害防止活動は厳しい状況にありますが、現在進められている若年者をはじめとする優秀な船員の安定的な確保・育成のためには、先ずは、安全で快適な船内環境を整備することが不可欠ですので、当運輸局としては、引き続き、関係機関と連携して船員災害防止活動に鋭意取り組んでまいります。